

衆議院 第百六十五回国会 財務金融委員会 議 録 第 三 号

平成十八年十一月七日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 伊藤 達也君

理事 井上 信治君

理事 林田 彪君

理事 宮下 一郎君

理事 古本伸一郎君

理事 井澤 京子君

理事 石原 宏高君

理事 越智 隆雄君

理事 坂井 学君

理事 土井 真樹君

理事 萩山 教蔵君

理事 松本 洋平君

理事 山本ともひろ君

理事 川内 博史君

理事 鈴木 克昌君

理事 寺田 学君

理事 谷口 隆義君

理事 野呂田芳成君

理事 尾身 幸次君

理事 田中 和徳君

理事 鈴木健次郎君

理事 井澤 京子君

理事 石原 宏高君

理事 鈴木 克昌君

理事 仲野 博子君

理事 同日

理事 大塚 拓君

理事 補欠選任

理事 石原 宏高君

理事 同日

理事 大塚 拓君

理事 補欠選任

理事 石原 宏高君

理事 同日

理事 大塚 拓君

理事 補欠選任

理事 石原 宏高君

萩原 誠司君

仲野 博子君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

井澤 京子君

松本 謙公君

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

意見書(新潟県議会(第三二〇〇号))

グレースゾーン金利を廃止し、サラ金高金利の規制を求める意見書(北海道函館市議会(第三二〇一号))

国民生活金融公庫大館支店の存立確保を求める意見書(秋田県議会(第三二〇二号))

高金利被害を防ぐための貸金業規制法の改正を求める意見書(東京都三鷹市議会(第三二〇三号))

高金利被害を防ぐための貸金業規制法の改正を求める意見書(東京都国分寺市議会(第三二〇四号))

高金利引き下げに関する意見書(岡山県浅口市議会(第三二〇五号))

高金利引き下げに関する意見書(広島県熊野町議会(第三二〇六号))

高金利引き下げに関する意見書(大分市議会(第三二〇七号))

「サラ金」などの上限金利の引き下げを一切の特例なしに行うことを求める意見書(高知市議会(第三二〇八号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(北海道室蘭市議会(第三二〇九号))

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(北海道枝幸町議会(第三二一〇号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める要意見書(北海道音更町議会(第三二一一号))

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(秋田県八峰町議会(第三二一二号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二一三号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二一四号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二一五号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二一六号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二一七号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二一八号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二一九号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二二〇号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二二一号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二二二号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二二三号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二二四号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二二五号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二二六号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二二七号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二二八号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二二九号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二三〇号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二三一号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二三二号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二三三号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二三四号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二三五号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二三六号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二三七号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三二三八号))

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(福島県大熊町議会(第三三三九号))

第一類第五号 財務金融委員会議録第三号 平成十八年十一月七日

(茨城県議会) (第三二二三号)
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(埼玉県深谷市議会) (第三二二四号)
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(埼玉県志木市議会) (第三二二五号)
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(埼玉県滑川町議会) (第三二二六号)
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(埼玉県嵐山町議会) (第三二二七号)
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(埼玉県北川辺町議会) (第三二二八号)
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(埼玉県白岡町議会) (第三二二九号)
出資法の上限金利の引き下げ等を求める意見書
(千葉県佐倉市議会) (第三三〇号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(千葉県旭市議会) (第三三一一号)
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(千葉県浦安市議会) (第三三一二号)
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(東京都中央区議会) (第三三一三号)
出資法及び貸金業規制法の改正に対する意見書
(東京都目黒区議会) (第三三三四号)
出資法の上限金利引き下げに関する意見書(東京都立川市議会) (第三三三五号)
出資法の上限金利引き下げに関する意見書(東京都武蔵野市議会) (第三三三六号)
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(東京都日野市議会) (第三三七七号)
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(東京都福生市議会) (第三三八八号)
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(東京都狛江市議会) (第三三三九号)
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(東京都清瀬市議会) (第三三四〇号)
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(東京都多摩市議会) (第三三四一号)

出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(東京都羽村市議会) (第三三四二号)
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(東京都瑞穂町議会) (第三三四三号)
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書
(東京都新島村議会) (第三三四四号)
「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(愛知県高浜市議会) (第三三四五号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(大津市議会) (第三三四六号)
出資法の上限金利の引き下げ等「出資法」および「貸金業規制法の改正を求める意見書(滋賀県守山市議会) (第三三四七号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(滋賀県野洲市議会) (第三三四八号)
「出資法の上限金利の引き下げ等」、「出資法」及び「貸金業規制法」の改正を求める意見書(大阪府池田市議会) (第三三四九号)
出資法の上限金利の引下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(大阪府吹田市議会) (第三三五〇号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(大阪府泉佐野市議会) (第三三一五一号)

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(大阪府東大阪市議会) (第三三一五二号)
「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」および「貸金業の規制等に関する法律」に関する法律(奈良県高田町議会) (第三三一五三号)
「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(奈良県三郷町議会) (第三三一五六号)
出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書(奈良県曽根村議会) (第三三一五七号)

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(奈良県美浜町議会) (第三三一五九号)
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(和歌山県みなべ町議会) (第三三一六〇号)

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(和歌山県日高川町議会) (第三三一六一号)

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(和歌山県串本町議会) (第三三一六二号)

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(島根県美郷町議会) (第三三一六三号)

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(島根県津和野町議会) (第三三一六四号)

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(島根県隠岐の島町議会) (第三三一六五号)

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(山口県平生町議会) (第三三一六六号)

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(愛媛県四国中央市議会) (第三三一六七号)

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(高知県大月町議会) (第三三一六八号)

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(福岡県久山町議会) (第三三一六九号)

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(福岡県添田町議会) (第三三一七〇号)

関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(佐賀県多市議会(第三二七号))

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(熊本県北町議会(第三二七号))
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(鹿児島県指宿市議会(第三二七三号))

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(鹿児島県西之表市議会(第三二七四号))

出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書(鹿児島県日置市議会(第三二七六号))

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(鹿児島県霧島市議会(第三二七七号))

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(沖縄県東村議会(第三二七八号))

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(沖縄県座間味村議会(第三二七九号))

多重債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書(宮城県大崎市議会(第三二八〇号))
多重債務を未然に防止し消費者保護を図るため

の意見書(広島県府中市議会(第三二八一号))
多重債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書(佐賀県議会(第三二八二号))

多重債務を未然に防止し消費者保護の徹底を求める意見書(大分県宇佐市議会(第三二八三号))
多重債務を未然に防止し消費者保護の徹底を求める意見書(大分県豊後大野市議会(第三二八四号))

多重債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書(宮崎県高岡町議会(第三二八六号))
多重債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書(宮崎県高岡町議会(第三二八六号))

多重債務を未然に防止し消費者保護を図るための意見書(宮崎県野尻町議会(第三二八七号))
地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化を求める意見書(山形県川西町議会(第三二八八号))

特例なき高金利引き下げを求める意見書(福岡県行橋市議会(第三二八九号))
幼稚園給食費等の非課税を求める意見書(石川県議会(第三二九〇号))

利息制限法の改悪に反対し、例外なき金利引き下げを求める意見書(北海道積丹町議会(第三二九一号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○伊藤委員長 これより会議を開きます。
内閣提出 関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣尾身幸次君。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○尾身国務大臣 ただいま議題となりました関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定を実施するため、関税制度について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、フィリピンの特定の貨物に係る関税の緊急措置の導入であります。
関税の撤廃、引き下げによるフィリン産品の輸入の増加が原因となつて国内産業に重大な損害を与える場合等に、フィリン産品の関税率を引き上げること等ができることとするための関税の緊急措置に係る規定の整備を行うこととしております。

第二は、同協定に基づく関税割り当て制度の導入であります。
特定のフィリン産品に対して一定の輸入数量を限度として関税の撤廃、引き下げをするための関税割り当てに係る規定の整備を行うこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。
以上が、本法律案の提案理由及びその内容であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○伊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前九時三十二分散会

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律
関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の八第一項第二号イ中「この項及び第六項、次条第一項第二号イ及びロ、第六項並びに第十項第二号イ及びロ並びに第七条の十第一項第二号イ及びロ、第七項並びに第十一項第二号イ及びロにおいて」を削る。

第七条の十第七項中「この項を」以下この項に改め、同条の次に次の一条を加える。
(フィリピンの特定の貨物に係る関税の緊急措置)

第七条の十一 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(以下「フィリン協定」という。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(フィリン協定第十八条一の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限定する)の輸入の増加(本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む)の事実第九項及び第十一項において「フィリン特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第九項及び第十一項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、フィリン協定第二十二条一の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(第十一項の規定により指定された期間と通算して三年以内に限る。)を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてフィリン協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつ

き、更なる関税率の引下げを行わないものとする。 二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率(フィリピン協定の効力発生の日から起算して六年を経過する日の属する年度の末日までは、イに掲げる税率)の範囲内において関税率を引き上げること。 イ 実行税率 ロ フィリピン協定の効力発生の日の前日ににおける実行税率	6 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、フィリピン協定第二十二条5(d)に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。 7 フィリピンにおいてフィリピン協定第二十二条1の規定による措置(以下この項及び次項において「フィリピンの緊急措置」という。)がとられた場合には、フィリピン協定第二十二条6(b)及び(c)の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができ。ただし、フィリピンの緊急措置がフィリピン協定第二十二条1の規定によりフィリピンにおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、フィリピンの緊急措置がとられた日から一年を経過していない場合は、この限りでない。	害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二条4(a)及び(d)の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(二百日以内に限り)を指定し、次の措置をとることができる。 一 指定された貨物についてフィリピン協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。	措置をとることができない。 14 政府は、フィリピン協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項又は第十一項の規定による措置をとることができる。 15 第八条の九第一項に規定する譲許の便益の適用を受ける物品については、第一項又は第十一項の規定は、適用しない。 16 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 第十五条を第十九条とし、第十四条を第十八条とする。 第十三条中「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十七条とする。 第十二条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第十六条とする。 第十一条第一項中「第八条の九第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十五条とする。 第十条の四を第十四条とし、第十条の三を第十三条とする。 第十条の二中「第八条の九第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十二条とする。 第十条第二号中「第八条の九第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。 第九条を第十条とし、第八条の九を第九条とする。 第八条の八の次に次の一条を加える。 (フィリピン協定に基づく関税割当制度) 第八条の九 フィリピン協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十四年三月三十一日までに輸入するものに適用する。 2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、
二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率(フィリピン協定の効力発生の日から起算して六年を経過する日の属する年度の末日までは、イに掲げる税率)の範囲内において関税率を引き上げること。 イ 実行税率 ロ フィリピン協定の効力発生の日の前日ににおける実行税率 2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二条5(e)の規定に基づき、当該措置につき第十一項の規定により指定された期間と通算して三年を超え四年以内の期間を指定することができる。 3 第一項の規定による措置をとる場合において、前二項の規定により指定しようとする期間が第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えるものであるときは、フィリピン協定第二十二条5(e)の規定に基づき、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間ごとに段階的に緩和されたものでなければならぬ。 4 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二条5(e)の規定に基づき、政令で定めるところにより、同項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限り延長することができる。 5 政府は、前項の規定に基づき、第一項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えて延長する場合においては、フィリピン協定第二十二条5(e)の規定に基づき、当該措置を一定の期間ごとに段階的に緩和するものとする。	8 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はフィリピンの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。 9 政府は、フィリピン特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。 10 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。 11 政府は、第九項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、フィリピン特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二条4(a)及び(d)の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(二百日以内に限り)を指定し、次の措置をとることができる。 一 指定された貨物についてフィリピン協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。	二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率(フィリピン協定の効力発生の日から起算して六年を経過する日の属する年度の末日までは、イに掲げる税率)の範囲内において関税率を引き上げること。 イ 実行税率 ロ フィリピン協定の効力発生の日の前日ににおける実行税率 12 政府は、第九項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しななければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。 13 第一項の規定による措置がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は一年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、同項又は第十一項の規定による	14 政府は、フィリピン協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項又は第十一項の規定による措置をとることができる。 15 第八条の九第一項に規定する譲許の便益の適用を受ける物品については、第一項又は第十一項の規定は、適用しない。 16 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 第十五条を第十九条とし、第十四条を第十八条とする。 第十三条中「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十七条とする。 第十二条中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第十六条とする。 第十一条第一項中「第八条の九第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十五条とする。 第十条の四を第十四条とし、第十条の三を第十三条とする。 第十条の二中「第八条の九第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十二条とする。 第十条第二号中「第八条の九第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。 第九条を第十条とし、第八条の九を第九条とする。 第八条の八の次に次の一条を加える。 (フィリピン協定に基づく関税割当制度) 第八条の九 フィリピン協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十四年三月三十一日までに輸入するものに適用する。 2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、

政令で定める。
別表第一中「第八条の九」を「第九条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律中第七条の十の次に一条を加える改正規定、第八条の八の次に一条を加える改正規定及び附則第二条の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から、その他の規定は経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又は平成十九年四月一日のいずれか早い日から施行する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次の一号を加える。

七 関税暫定措置法第七条の十一第十二項(フィリピンの特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付)

理 由

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定を実施するため、同協定で定められた関税の緊急措置及び関税割当制度の導入に関し、関税暫定措置法について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年十一月十三日印刷

平成十八年十一月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A